

## 申告をしていないと・・・

- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置を受けることができない場合があります。
- 幼稚園、保育園、こども園の保育料の算定ができません。
- 市営住宅入居の申し込みなど各種申請に必要な所得証明、課税証明書を発行できない場合があります。

申告に必要なもの  準備ができたらチェック

- マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと運転免許証などの身元確認書類
- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 確定申告のお知らせ(税務署から送付されたはがきなど・8ページを参照)
- 給与・公的年金などの源泉徴収票(扶養親族分も持参)
- 郵便局や保険会社などから送付される「支払調書」などの受取金額が分かるもの  
※個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は、掛金などを差し引いた金額がそれぞれ雑所得および一時所得となります。
- 所得税が還付される場合は申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの
- 農業・営業などによる事業所得、不動産所得のある人は収支内訳書(領収書なども持参)
- 医療費控除を受けようとする人は支払金額と保険金などを集計した明細書  
※おむつ代の医療費控除は医師の証明が必要ですが、おむつ代の医療費控除が2年目以降で介護認定を受けている人は介護保険課または各地域局で証明書の発行ができる場合があります。後日郵送となるため事前に介護保険課へご相談ください。
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、寄付金などの各種領収書・控除証明書
- 要介護認定による障害者控除を受けようとする人は「障害者控除対象者認定書」  
※65歳以上で要介護認定が要介護1～5の人のうち、条件に該当する人が対象です。証明書の発行に数日を要する場合がありますので、必ず事前に介護保険課または各地域局へ申請してください。

## 申告にあたってのお願い

申告会場が混み合うことが予想されますので、次のとおりご協力をお願いします。

- 申告書を作成済みで提出のみの場合は、税務課または各地域局で随時受け付けます(郵送可)。この場合は、マイナンバーカードの両面、またはマイナンバー通知カードと運転免許証などの身元確認書類の写しを添付してください。
- 農業などの事業所得のある人は、領収書などを整理し収入・経費ごとにまとめた収支内訳書を作成して持参してください。
- 医療費控除を受けようとする人は、医療を受けた人・医療機関ごとに領収書を分けて集計し、明細書を作成して持参してください。また、保険金などで補てんされた金額(高額療養費、出産育児一時金など)があれば同様に整理・集計し、明細書に記入してください。なお、領収書の日付が平成30年中であることを確認してください。
- 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告の際に保険料などの支払いを証明する書類(控除証明書など)の添付、または提示が義務付けられていますので持参してください。

## お早めに！税の申告準備

申告相談期間は2月18日(月)から3月15日(金)まで

市民税・県民税・所得税の申告に関する相談会を行います。申告について不明な点などがありましたら事前にお問い合わせください。

問 税務課 ☎ (21) 021-4

お気軽に  
ご相談ください



## 申告が必要な人

- 給与・公的年金などの他に農業・営業などによる事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある人
  - 年間の公的年金などの収入金額が400万円を超える人、または給与収入が2000万円を超える人
  - 複数の事業所などから給与を受けていて、年末調整をしていない給与がある人
  - 日給で働く給与所得者や、中途退職などにより年末調整ができない人
  - 源泉徴収票に記載されていない扶養控除・寡婦(夫)控除・障害者控除・医療費控除などの各種控除を受けようとする人
  - 次年度に非課税証明書などが必要な人
- ※給与所得はパート・アルバイトの所得も含みます。個人年金は公的年金などに含まれないため申告が必要です。
- ※住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける人、事業所得の申告を初めてする人、税務署から申告書を送付された人および青色申告の人は高梁税務署での申告が必要です。